

京都府副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 京都府内（以下「府内」という。）の中小企業等が抱えるプロジェクトごとの課題解決を担う副業・兼業プロフェッショナル人材（以下「副業・兼業プロ人材」という。）の確保を目的として、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）を戦略拠点として実施する副業・兼業プロ人材と中小企業等との仲介を支援するサービス（以下「プロ人材活用サービス」という。）を活用する場合に中小企業等が当該人材を活用する際に負担する経費に対し、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 府内中小企業等とは、府内に事業拠点を置く中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者）及び中小企業等協同組合法等に基づき設立された組合をいう。

ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社は中小企業等に含まないものとする。

また、大企業とは、中小企業等以外の者をいう。

なお、次のいずれかに該当する者については、大企業として扱わない。

ア) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

イ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(2) 副業・兼業プロ人材とは、本業で収入を得ながら本業以外の仕事に携わる等、府内中小企業等において、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、当該企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。

(3) プロ人材活用サービスとは、財団が財団に登録された副業・兼業人材仲介事業者又は「大企業人材交流型」事業に係るパートナーシップ企業（以下、「仲介事業者等」という。）と連携・協力し、府内中小企業等が副業・兼業プロ人材に業務を委託することで、企業の成長戦略の実現を図る事業をいう。

(4) 京都府北部とは、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町をいう。

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれも満たす者とする。

(1) 府内中小企業等のうち、財団のプロ人材活用サービスを初めて利用し、仲介事業者等の紹介により、府内の事業所において副業・兼業プロ人材に3か月以上の期間の業務を委託した者

(2) 京都府税の滞納がない者

2 前項の規定に関わらず、補助事業者が次の各号に該当する場合は本事業の対象としない。

(1) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがあるとき

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営むと認められるとき（一部例外を除く）

(3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表

をいう。以下同じ。)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき

- (4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本項第3号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (9) 本項第3号から第7号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、財団が当該契約の解除を求め、これに従わなかったとき
- (10) 国又は地方公共団体から出資を受けている者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、財団が不適当であると認める者

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、補助金交付決定日から当該会計年度の1月末日までとする。

ただし、当該申請に係る交付決定日までに事業に着手しようとする、又は着手した場合において、事前着手届(様式第3号)を財団理事長に提出し、その承認を得たときは、この限りではない。

- 2 補助事業者が、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、府内中小企業等が、プロ人材活用サービスの副業・兼業プロ人材(府内中小企業等1社当たり1名に限る。)に自社の業務の一部を委託するに当たって締結する業務委託契約に定められた従事期間が3か月以上かつ6か月以内である場合の府内中小企業等が仲介事業者等に支払う紹介手数料等並びに副業・兼業プロ人材に支払う報酬、交通費及び宿泊費とする。

ただし、国等他の機関が実施する制度の補助金、助成金等や財団の他の制度による補助金、助成金等の交付を受けている場合は、これらの補助対象経費部分については補助対象とすることができない。

- 2 前項の交通費は、副業・兼業プロ人材が住所地から従事すべき府内中小企業等の事業所までの公共交通機関を利用し合理的な経路及び方法による実費を補助対象とする。なお、グリーン車、ビジネスクラス等の付加料金分等、タクシー代は補助対象外とする。

ただし、副業・兼業プロ人材が従事すべき府内中小企業等の事業所が京都府北部以外の市町村に所在する場合は、副業・兼業プロ人材の住所地からその従事すべき府内中小企業等の事業所までの公共交通機関の利用距離が片道100km以上の場合若しくは往復の利用料金が10,000円以上となる場合にのみ、交通費を補助対象経費として計上することができるものとする。

- 3 第1項の宿泊費は、1日当たり20,000円を上限とする。
- 4 補助対象経費には、公租公課を含まない。

- 5 前条第1項のただし書きの規定により事前着手した場合、事前着手日から交付決定日までに発注・契約、納品、支払（決済）の全てが完了しているものは補助対象外とする。

（補助限度額及び補助率）

第6条 補助限度額及び補助率は別表に定めるとおりとする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）及び実施計画書（第2号様式）に、別に財団が定める書類を添えて、財団が指定する期日までに財団理事長に提出するものとする。

- 2 申請者は、第4条第1項のただし書きの期間内に発生する経費を申請する場合には、事前着手届（第3号様式）に当該経費に係る契約書、発注書等の経費の内容がわかる書類を添えて、前項の交付申請書に併せて財団理事長に提出するものとする。

（交付決定）

第8条 財団理事長は、交付申請書の提出があったときは、内容を審査し補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。なお、財団理事長は、必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定を行うことができる。

- 2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。
3 財団理事長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、前条第3項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、財団が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取り下げることができる。

（事業の変更）

第10条 補助事業者は、交付決定後に第7条第1項の規定により提出した交付申請書等について、次の各号の一に該当する変更をしようとする場合は、変更承認申請書（第4号様式）を財団理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の配分の変更について、その変更額の合計が交付決定額の50%を超える変更をしようとするとき
（2）実施計画の一部中止又は変更など事業内容を著しく変更しようとするとき
（3）府内中小企業等と副業・兼業プロ人材が締結した業務委託契約に定められた従事期間を延長するとき
（4）その他財団理事長が必要と認めるとき

- 2 補助事業者は、交付決定後に事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を財団理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
3 財団理事長は、前各項の申請に対し、承認する場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができることとし、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（事故の報告）

第11条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は事業の遂行が困難となったときにおいては、速やかに任意の様式による事故報告書を財団理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業遂行の義務)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。また、補助事業者は、事業の遂行及び収支の状況について、財団理事長の指示があったときは速やかに状況報告書を財団理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定日から当該会計年度の1月末日（当該日が土曜日、日曜日である場合にあっては翌営業日）までに支払いを完了し、事業を終えなければならない。

(事業の実績報告)

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して14日を経過した日又は当該会計年度の2月14日（当該日が土曜日、日曜日である場合にあっては翌営業日）のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）を財団理事長に提出しなければならない。

(額の確定)

第14条 財団理事長は、前条の実績報告の提出があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第10条第1項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 財団理事長は、第10条第2項の規定により事業の中止（廃止）の申請があった場合又は補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要領又は財団の指示に違反したとき
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき
- (3) 補助事業者が、補助金を事業以外の用途に使用したとき
- (4) 補助事業者が、事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をしたとき
- (5) 交付決定後に生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 財団理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 財団理事長は、前条の規定により補助金の交付の取消を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年3.0パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年3.0パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

(立入調査等)

第18条 財団理事長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して

報告させ、又はその事務所等に立ち入り、関係書類を調査することができる。

(補助金の支払、請求)

第19条 財団理事長は、第14条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を補助事業者に対し支払う。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書(第7号様式)を財団理事長に提出し、補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業の経費について、仲介事業者等と締結した契約書、請求書及び支払振込書の写し、副業・兼業プロ人材と締結した業務委託契約書、報酬、交通費及び宿泊費の明細書の写し及び支払振込書の写しを他の事業と明確に区分して整備し、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第21条 この要領に定めるものほか必要な事項は、財団理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）補助限度額及び補助率

補助 限度額	補助事業者の事業拠点	
	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町に事業所を置く府内中小企業等	左記以外の府内市町村に事業所を置く府内中小企業等
	50万円以内	30万円以内
	ただし、以下の場合は50万円以内 ・スタートアップ企業がプロ人材活用サービスを活用する場合 ・デジタル人材を活用する場合	
補助率	補助対象経費の8/10以内	

上記の表においてスタートアップ企業とは、以下の要件をすべて満たす企業をいう。

- ・創業10年以内で、府内に本事業の事業活動を遂行する事業所を持つ未上場の企業
- ・バイオ、AI・IoT、DX、データサイエンス、ロボティクス、XR等の最先端技術又は大学等研究機関の研究シーズを活用した新たな製品・サービスの開発を目指す企業や持続可能な社会実現のため、新しいビジネスモデル及びサービスの提供を積極的に行う企業

上記の表中のデジタル人材の該当の可否については、次表に定める副業・兼業プロ人材の人物像及び業務例を参考に判断する。

副業・兼業プロ人材の人物像	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化を主導するリーダー（プロジェクトマネージャー） ・デジタルビジネスの企画、立案、推進をする人材（ビジネスデザイナー） ・デジタル化やデジタルビジネスのシステム設計から実装ができる人材（テックリード、エンジニアリングマネージャー、アーキテクト等） ・データを解析・分析できる人材（データサイエンティスト） ・AI等の先端的なデジタル技術を担う人材（先端技術エンジニア） ・システム画面等を設計する人材（UI/UXデザイナー） ・システムの実装やインフラ構築・保守等を担う人材（エンジニア、プログラマ）
副業・兼業プロ人材の業務例	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客情報を電子化・データベース化し、商品の企画や営業に活用する。 ・新たにECサイトを開設し、販路を拡大する。 ・アナログで行っている受注から請求までの作業について、システム化又は自動化により業務の効率化を行う。 ・属人化している作業を改善するため、プロジェクトチームを作り、ITツールを導入し、人事体制や生産体制の強化を図る。

注意事項

第4条で定める補助対象期間とは、
府内中小企業等と副業・兼業プロ人材とが業務委託契約を締結した日から、業務委託契約期間が終了し、府内中小企業等が仲介業者等への紹介手数料等並びに副業・兼業人材への報酬、交通費及び宿泊費の支払いが完了した日までのことを指す。